学校法人堀口学園役員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人堀口学園(以下「この法人」という。)寄附行為第12 条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とす る。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
 - (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
 - (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務 執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わな い。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。

(5)費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費 等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。
 - (1) 常勤の役員 報酬(賞与、退職慰労金を含む)
 - (2) 非常勤の役員 報酬は法人の運営のための会議・式典・行事等への出席等 の場合に日当及び交通費として支給する。評議員の場合も これに準じるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各 号に定める範囲内で、理事会において決定する。
 - (1)報酬 別表第1に定める額
 - (2) 業績分配給 別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
 - 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に 応じて、当該各号に定める時期とする。
 - (1)報酬 毎月7日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業 日に支払うものとする。)
 - (2) 業績分配給給 毎年6月及び12月
 - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内
 - 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営の ための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出の あった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
 - 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
 - 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額 が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であると きは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬 等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。
- 附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1(常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額	
理事長	月額573,000円	
理事	なし	
監事	なし	

理事長の報酬月額は国家公務員指定職俸給表1号俸に準じる額を参考とする。

但し、理事長が主たる報酬を別法人にて受けている場合は、上記の額の2分の1を限度 とする。

別表第2(理事長の賞与)

	6月の賞与	報酬月額×2.4か月分	
	12月の賞与	報酬月額×1.9か月分	
/			

但し、理事長が主たる報酬を別法人にて受けている場合は、別表1の但し書きにより 定められた額を報酬月額とする。又、支給率については年度毎の職員の業績分配給支 給割合に準じるものとする。 別表第3(理事長の退職慰労金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か 月に切り上げる。

※ 係数については以下の通りとする

	係数	備考
~2期	1.0	
3期~5期	1.5	
6期~	2.0	

別表第4(非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人行事等への参加	5,000円

<u>(2)</u>監事

	日額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人行事等への参加	5,000円

交通費については実費相当額を支給することができるものとする。